

組合員各位

神奈川県医師国民健康保険組合

国民健康保険限度額適用認定申請について

太枠内に必要事項を記載の上、ご申請ください。
受付した月の初日から、原則翌7月末まで適用の限度額認定証をお送りいたしますので、医療機関等の窓口でご提示ください。
医療機関等の指示により、適用月を遡る場合は、その旨備考欄にご記入ください。
高齢受給者証をお持ちの方で【一般】と【現役並みⅢ】に属する方は、限度額適用認定証は不要です。

所得の証明について (添付不要になりました)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号(マイナンバー)を利用できる具体的な手続きの項目として、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定(限度額適用認定証の申請の確認)が定められておりますので、認定証が必要となる当該年の所得の証明について、情報連携により照会させていただきます。
---------------------------	---

※情報連携による照会を希望されない場合、医師国保にご加入中の世帯全員分の
令和6年度 市町村民税・県民税 課税(非課税)証明書を添付してください。

情報連携による照会を希望される場合は、証発行までにお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

□70歳未満の方の自己負担額(月額)

所得区分	自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
上位所得者ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
上位所得者イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般エ	57,600円	44,400円
低所得者オ	35,400円	—

所得区分	外来+入院(世帯単位)
上位所得者ア	基礎控除後の年間所得が901万円超の方
上位所得者イ	基礎控除後の年間所得が600万円超～901万円以下の方
一般ウ	基礎控除後の年間所得が210万円超～600万円以下の方
一般エ	基礎控除後の年間所得が210万円以下の方
低所得者オ	住民税非課税世帯の方

□70歳～74歳の方の自己負担額(月額)

所得区分	自己負担限度額		4回目以降の自己負担限度額
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	—
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—

- 一般・低所得者Ⅱ・Ⅰの方は年間の限度額(8月～翌年7月)は14.4万円となります。
- ★75歳到達月は、医師国保と後期高齢者制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

所得区分	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ	住民税の課税標準額が690万円以上の70歳以上の方、及びその同一世帯に属する方
現役並み所得者Ⅱ	住民税の課税標準額が380万円以上690万円未満の70歳以上の方、及びその同一世帯に属する方
現役並み所得者Ⅰ	住民税の課税標準額が145万円以上380万円未満の70歳以上の方、及びその同一世帯に属する方
一般	現役並み所得者Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ以外の住民税課税世帯の方
低所得者Ⅱ	世帯主及び世帯全員が住民税非課税の方
低所得者Ⅰ	世帯主及び世帯全員が住民税非課税で、世帯所得が一定基準以下の方 [例] 年金収入のみの単独世帯で年収80万円以下

被保険者証記号番号		31-	12345678		送付先	自宅・勤務先	
組 合 員	住 所	横浜市中央区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階				(電 話)	045-231-2685
	氏 名	医師 太郎				生年月日 (西 暦)	1987 年 6 月 5 日
	個人番号 (マイナンバー)	123456789011	年 齢	33 歳			
対 象 者	氏 名	医師 花子				生年月日 (西 暦)	1998 年 7 月 6 日
	個人番号 (マイナンバー)	987654321011	年 齢	22 歳			
	組合員との 続 柄	妻	第三者行為 (交通事故等)	該 当 ・ 非 該 当			

※太枠内をすべてご記入下さい。

【個人番号（マイナンバー）の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する業務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

下記の欄は、住民税非課税世帯の方で
直近12カ月間の入院日数が合計91日以上になる場合のみ記入してください。

①	申請日の前1年間の入院期間	西暦	年	月	日	から	日間
	入院をした保険医療機関等	名 称					
		所在地					
②	申請日の前1年間の入院期間	西暦	年	月	日	から	日間
	入院をした保険医療機関等	名 称					
		所在地					
③	申請日の前1年間の入院期間	西暦	年	月	日	から	日間
	入院をした保険医療機関等	名 称					
		所在地					
④	申請日の前1年間の入院期間	西暦	年	月	日	から	日間
	入院をした保険医療機関等	名 称					
		所在地					
		長期入院	該 当 ・ 非 該 当				

適用区分		現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ ア・イ・ウ・エ・オ					受付日付印
決 裁	常務理事	事 務 長	次 長	主 幹	副主幹	係	
	年 月 日 決 定						

・【自宅】の場合は、本人自宅へ
・【勤務先】の場合は、医師国保に登録されている事業所へお送りします。

令和5年1月1日現在の住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
※現住所と同一の場合は記入不用	

限度額適用認定書 送付希望先住所	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇
※自宅・勤務先以外の場合	
宛 名	××病院 医事課
上記送付先を希望する理由	現在入院中につき、自宅での受け取りが出来ない為。

備 考 欄	
-------	--

送付先をご入院中の医療機関等に指定される場合、あらかじめ医療機関に確認の上、住所、病棟・部屋番号等、宛先を正確にご記入下さい。

速達を希望される場合や、医療機関等の指示により適用月が申請月と異なる場合には、その旨ご記入下さい。

国民健康保険
限度額適用
標準負担額減額
認定申請書

令和6年8月～令和7年7月末該当分

被保険者証記号番号		3 1 -				送付先	自宅・勤務先
組 合 員	住 所	(電 話)					
	氏 名					生年月日 (西 暦)	年 月 日
	個人番号 (マイナンバー)					年 齢	歳
対 象 者	氏 名					生年月日 (西 暦)	年 月 日
	個人番号 (マイナンバー)					年 齢	歳
☐ 組合員本人 (☑すれば記入不用)				第三者行為 (交通事故等)		該 当 ・ 非 該 当	

※太枠内をすべてご記入下さい。

【個人番号（マイナンバー）の利用目的について】
当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する業務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。
下記の欄は、住民税非課税世帯の方で、直近12カ月間の入院日数が合計91日以上になる場合のみ記入してください。 ※入院の事実のわかる証明書（入院証明書・領収証等）を添付して下さい。

①	申請日の前1年間の入院期間	西暦 年 月 日 から 日間 西暦 年 月 日 まで	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所在地	
②	申請日の前1年間の入院期間	西暦 年 月 日 から 日間 西暦 年 月 日 まで	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所在地	
③	申請日の前1年間の入院期間	西暦 年 月 日 から 日間 西暦 年 月 日 まで	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所在地	
④	申請日の前1年間の入院期間	西暦 年 月 日 から 日間 西暦 年 月 日 まで	
	入院をした保険医療機関等	名 称	
		所在地	
		長 期 入 院	該 当 ・ 非 該 当

適用区分		現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ・一般・低所得Ⅱ・低所得Ⅰ ア・イ・ウ・エ・オ					受付日付印
決 裁	常務理事	事 務 長	次 長	主 幹	副主幹	係	
	年 月 日 決 定						

令和6年1月1日現在の住所 ※現住所と同一の場合は記入不用	
----------------------------------	--

限度額適用認定書 送付希望先住所 ※自宅・勤務先以外の場合	〒 —
宛 名	
上記送付先を希望する理由	

備 考 欄	
-------	--

太枠内に必要事項を記載の上、ご申請ください。

受付した月の初日から適用の限度額認定証をお送りいたしますので、医療機関等の窓口でご提示ください。医療機関等の指示により、適用月を遡る場合は、その旨備考欄にご記入ください。

高齢受給者証をお持ちの方で【一般】と【現役並みⅢ】に属する方は、限度額適用認定証は不要です。

また、マイナ保険証をご利用の方は、限度額適用認定証は不要になります。事前申請の必要もございませんので、ぜひご利用ください。

所得の証明について (添付不要になりました)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、個人番号(マイナンバー)を利用できる具体的な手続きの項目として、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定(限度額適用認定証の申請の確認)が定められておりますので、認定証が必要となる当該年の所得の証明について、情報連携により照会させていただきます。
---------------------------	---